

経皮的脳血管形成術 (点数の見直し)	21,000点	22,100点
選択的脳血栓・塞栓溶解術 (注の新設)	(新設)	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術 (項目の見直し)	脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術 24,500点	脳刺激装置植込術 (頭蓋内電極植込術を含む。) 1 片側の場合 26,300点 2 両側の場合 35,000点
(区分の新設)	(新設)	頭蓋内電極抜去 9,380点
(区分の新設)	(新設)	神経交差縫合術 1 指(手、足) 20,600点 2 その他のもの 25,400点
脊髄刺激装置植込術 (点数の見直し)	17,000点	17,900点
(区分の新設)	(新設)	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ設置 15,000点
(区分の新設)	(新設)	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポ

(区分の新設)	(新設)	ンプ交換術	3, 000点
(区分の新設)	(新設)	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ボ ンプ薬剤再充填	320点
		注 3月に1回に限り算定する。	
(区分の新設)	(新設)	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出 部)	
		1 長径2センチメートル未満	1, 660点
		2 長径2センチメートル以上4センチメー トル未満	3, 670点
		3 長径4センチメートル以上	4, 360点
(区分の新設)	(新設)	レックリングハウゼン病偽神経腫切除術(露出 部以外)	
		1 長径3センチメートル未満	1, 280点
		2 長径3センチメートル以上6センチメー トル未満	3, 230点
		3 長径6センチメートル以上	4, 160点
(区分の新設)	(新設)	横隔神経麻痺術	4, 410点
(区分の新設)	(新設)	眼窩下孔部神経切断術	4, 410点

(区分の新設)	(新設)	おとがい孔部神経切断術	4, 410点
(区分の新設)	(新設)	尾動脈腺摘出術	6, 170点
胸腔鏡下交感神経節切除術 (区分の見直し)	胸腔鏡下交感神経節切除術 15, 400点	胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側)	18, 500点
(区分の新設)	(新設)	ストッフエル手術	9, 610点
(区分の新設)	(新設)	閉鎖神経切除術	9, 610点
(区分の新設)	(新設)	末梢神経遮断(挫滅又は切断)術(浅腓骨神経、深腓骨神経、後脛骨神経又は腓腹神経に限る。)	9, 610点
(涙嚢、涙管) (名称の変更)	(涙嚢、涙管)	(涙道)	
涙点切開術、涙点閉鎖術、涙小管拡大術 (区分の見直し)	涙点切開術、涙点閉鎖術、涙小管拡大術 550点	涙点、涙小管形成術	550点
涙管シリコンチューブ挿入術 (区分の見直し)	涙管シリコンチューブ挿入術 1, 810点	涙管チューブ挿入術	1, 810点

涙嚢鼻腔吻合術 (点数の見直し)	13,800点	14,500点
(区分の新設)	(新設)	外眥切開術 470点
瞼板切除術 (区分の見直し)	瞼板切除術 1,580点	瞼板切除術(巨大霰粒腫摘出) 1,580点
結膜結石除去術(1眼瞼ごと) (区分の見直し)	結膜結石除去術(1眼瞼ごと) 260点	結膜結石除去術 1 少数のもの(1眼瞼ごと) 260点 2 多数のもの 390点
(区分の新設)	(新設)	内眥形成術 8,580点
翼状片手術 (項目の変更)	翼状片手術 1 弁の移植を要するもの 4,380点 2 その他のもの 1,980点	翼状片手術(弁の移植を要するもの) 4,130点
(区分の新設)	(新設)	結膜肉芽腫摘除術 800点
眼窩変形治癒骨折矯正術 (区分の見直し)	眼窩変形治癒骨折矯正術 15,300点	眼窩骨折整復術 13,600点
眼窩内異物除去術(表在性)	5,400点	5,670点

(点数の見直し)			
眼窩内異物除去術(深在性)			
1 視神経周囲、眼窩尖端	12,200点		12,800点
2 その他	7,500点		7,880点
(点数の見直し)			
涙腺摘出術(切除を含む。)	涙腺摘出術(切除を含む。)		(削除)
(区分の見直し)			
眼窩涙腺腫瘍摘出(切除)術	眼窩涙腺腫瘍摘出(切除)術		(削除)
(区分の見直し)			
眼窩内腫瘍摘出術(表在性)	4,400点		4,520点
(点数の見直し)			
眼窩内腫瘍摘出術(深在性)	眼窩内腫瘍摘出術(深在性)		眼窩内腫瘍摘出術(深在性)
1 視神経周囲、眼窩尖端	23,100点		20,100点
2 その他	15,300点		
(項目の見直し)			
眼窩悪性腫瘍手術	23,600点		24,800点
(点数の見直し)			
眼球内異物摘出術(硝子体内異物摘)	眼球内異物摘出術(硝子体内異物摘出を含)		(削除)

出を含む。)	む。)			
(区分の見直し)				
眼筋移植術	眼筋移植術	11,800点	眼筋移動術	12,400点
(区分の見直し)				
角膜強膜縫合術	角膜強膜縫合術	2,980点	角膜・強膜縫合術	2,980点
(区分の見直し)				
角膜縫合術、強膜縫合術、結膜強膜縫合術	角膜縫合術、強膜縫合術、結膜強膜縫合術		(削除)	
(区分の見直し)				
角膜パングス手術 (角膜パングス冷凍凝固術を含む。)	角膜パングス手術 (角膜パングス冷凍凝固術を含む。)	980点	角膜新生血管手術 (冷凍凝固術を含む。)	980点
(区分の見直し)				
(区分の新設)		(新設)		
強膜異物除去術	強膜異物除去術	650点	顕微鏡下角膜抜糸術	980点
(区分の見直し)				
角膜異物除去術	角膜異物除去術		角膜・強膜異物除去術	650点
(区分の見直し)			(削除)	

ぶどう腫縮小術 (区分の見直し)	ぶどう腫縮小術	(削除)
角膜移植術 (点数の見直し)	29, 100点	30, 600点
角膜点墨染色術 (区分の見直し)	角膜点墨染色術	(削除)
虹彩癒着剝離術 (区分の見直し)	虹彩癒着剝離術	(削除)
光学的虹彩切除術 (区分の見直し)	光学的虹彩切除術	(削除)
毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術 (点数の見直し)	11, 300点	11, 900点
虹彩離断術 (区分の見直し)	虹彩離断術	(削除)
緑内障手術 (項目の見直し)	1 虹彩切除術、毛様体ジアテルミー 4, 740点 2 毛様体剝離術、虹彩嵌置術、円鋸術、シエ	1 虹彩切除術 4, 740点 2 流出路再建術、濾過手術 14, 200点

	イ手術	5,080点		
	3 隅角切開術、隅角穿刺術	6,460点		
	4 洞切開術（シュレム管開放術）	10,100点		
	5 線維柱帯切断術、線維柱帯切除術、絳毛様 体扁平部濾過手術	14,700点		
瞳孔形成術 （区分の見直し）	瞳孔形成術	4,910点	虹彩整復後・瞳孔形成術	4,700点
前房、虹彩内異物除去術（マグネット を使用するもの） （区分の見直し）	前房、虹彩内異物除去術（マグネットを使用す るもの）	5,200点	前房、虹彩内異物除去術	6,050点
黄斑下手術 （点数の見直し）		37,700点		39,600点
硝子体吸引術 （区分の見直し）	硝子体吸引術	1,900点	硝子体注入・吸引術	1,900点
硝子体切除術 （項目の見直し）	硝子体切除術		硝子体切除術	11,000点
	1 前部の場合	11,000点		
	2 深部の場合	19,400点		
硝子体茎頭微鏡下離断術				

1 網膜付着組織を含むもの	23, 300点	24, 500点
2 その他のもの (点数の見直し)	19, 500点	20, 500点
増殖性硝子体網膜症手術 (点数の見直し)	36, 800点	38, 600点
白内障手術	白内障手術	水晶体再建術
眼内レンズ挿入術 (区分の見直し)	1 後発切開術 1, 510点 2 嚢内摘出術 7, 430点 3 吸引術 4, 910点 4 超音波摘出術 7, 430点 5 嚢外摘出術 (後嚢研磨を含む。) 7, 430点 6 経毛様体扁平部水晶体摘出術 7, 430点 眼内レンズ挿入術 8, 350点	1 眼内レンズを挿入する場合 12, 100点 2 眼内レンズを挿入しない場合 7, 430点
後発白内障後嚢研磨術 (区分の見直し)	後発白内障後嚢研磨術 1, 880点	後発白内障手術 1, 520点
(区分の新設)	(新設)	外耳道骨腫切除術 5, 900点
鼓膜切開術 (注の見直し)	注 イオントフォーゼを使用した場合は、4 5点を加算する。	(第3節へ移動)

錐体先端部手術 (区分の見直し)	錐体先端部手術 19,600点	錐体部手術 19,600点
鼓膜癒着症手術 (区分の見直し)	鼓膜癒着症手術	(削除)
(区分の新設)	(新設)	耳管狭窄ビニール管挿入 1,090点
鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術 (注の見直し)	注 イオントフォレーゼを使用した場合は、4 5点を加算する。	(第3節へ移動)
鼓膜中耳肉芽切除術 (区分の見直し)	鼓膜中耳肉芽切除術 2,320点	鼓膜鼓室肉芽切除術 2,320点
鼓室形成手術 (点数の見直し)	31,300点	32,900点
経迷路的内耳道開放術 (点数の見直し)	35,000点	36,000点
内耳窓閉鎖術 (点数の見直し)	16,500点	17,300点

(区分の新設)	(新設)	下甲介粘膜焼灼術	900点
萎縮性鼻炎粘膜下異物挿入術	2,600点	(削除)	
(区分の新設)	(新設)	鼻骨脱臼整復術	1,640点
(区分の新設)	(新設)	鼻骨骨折徒手整復術	1,640点
(区分の新設)	(新設)	上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む。)	2,110点
(区分の新設)	(新設)	上顎洞鼻外手術	2,110点
(区分の新設)	(新設)	鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの)	900点
(区分の新設)	(新設)	出血性鼻茸摘出術	5,280点
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術			
1 切除	16,200点		17,000点
2 全摘	33,000点		34,700点
(点数の見直し)			
(副鼻腔)	区分番号K348から区分番号K366ま	(第3節へ移動)	
(注の見直し)	で掲げる手術において、内視鏡下により行		

った場合は、それぞれの所定点数に1,000点を加算する。

試験上顎洞開窓術
(区分の見直し)

試験上顎洞開窓術

(削除)

鼻内上顎洞開窓術
(区分の見直し)

鼻内上顎洞開窓術 2,090点

上顎洞開窓術 2,000点

(区分の新設)

(新設)

鼻内上顎洞根本手術 5,120点

(区分の新設)

(新設)

副鼻腔炎術後後出血止血法 5,120点

鼻内前頭洞手術
(注の追加)

(新設)

注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を加算する。

副鼻腔骨形成手術
(区分の見直し)

副鼻腔骨形成手術

(削除)

(区分の新設)

(新設)

上咽頭ポリープ摘出術

1 経口腔によるもの	3,430点
2 経鼻腔によるもの	3,890点
3 経副鼻腔によるもの	6,360点
4 外切開によるもの	11,600点

鼻咽腔悪性腫瘍手術 (区分の見直し)	鼻咽腔悪性腫瘍手術 20,400点	上咽頭悪性腫瘍手術 21,400点
扁桃悪性腫瘍手術 (区分の見直し)	扁桃悪性腫瘍手術	(削除)
(区分の新設)	(新設)	咽瘻孔閉鎖術 7,550点
(区分の新設)	(新設)	咽頭粘膜下軟骨片挿入術 11,410点
(区分の新設)	(新設)	喉頭又は声帯ポリープ切除術 1 間接喉頭鏡によるもの 2,990点 2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの 4,300点
(区分の新設)	(新設)	喉頭嚢腫摘出術 2,450点
喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。)	60,300点	63,300点
(点数の見直し)		
(区分の新設)	(新設)	気管縫合術 1,040点
口蓋腫瘍摘出術	6,720点	1 口蓋粘膜に限局するもの 400点

(項目の見直し)		2 口蓋骨に及ぶもの	6,720点
(区分の新設)	(新設)	軟口蓋形成手術	7,800点
舌悪性腫瘍手術			
1 切除	11,100点		11,700点
2 亜全摘	31,300点		32,900点
(点数の見直し)			
口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	37,700点		39,600点
(点数の見直し)			
口唇裂形成手術	口唇裂形成手術	口唇裂形成手術(片側)	
(区分の見直し)			
1 口唇のみの場合	7,800点	1 口唇のみの場合	7,800点
2 口唇裂鼻形成を伴う場合	12,200点	2 口唇裂鼻形成を伴う場合	12,200点
3 鼻腔底形成を伴う場合	13,100点	3 鼻腔底形成を伴う場合	13,100点
(注の見直し)	注 両側を同時に行った場合は、所定点数に所 定点数の100分の50に相当する点数を加 算した点数で算定する。	(削除)	
(区分の新設)	(新設)	口唇裂形成手術(両側)	
		1 口唇のみの場合	11,700点
		2 口唇裂鼻形成を伴う場合	18,300点

			3 鼻腔底形成を伴う場合	19,700点
頬骨変形治癒骨折矯正術 (点数の見直し)	17,100点		18,000点	
顔面多発骨折観血的手術 (点数の見直し)	16,900点		17,700点	
上顎骨悪性腫瘍手術				
1 搔爬	4,300点		4,520点	
2 切除	19,600点		20,600点	
3 全摘 (点数の見直し)	30,900点		32,400点	
上顎骨形成術				
1 単純な場合	11,900点		12,500点	
2 複雑な場合及び2次的再建の場 合 (点数の見直し)	20,600点		21,600点	
耳下腺悪性腫瘍手術				
1 切除	18,100点		19,000点	
2 全摘 (点数の見直し)	27,300点		28,700点	

パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術 （両葉） （点数の見直し）	15,200点	16,000点
上皮小体腺腫過形成手術		
1 上皮小体摘出術	9,280点	9,280点
2 上皮小体全摘術（一部筋肉移植） （点数の見直し）	14,600点	20,000点
上皮小体癌手術（広汎） （区分の見直し）	上皮小体癌手術（広汎） 20,000円	上皮小体悪性腫瘍手術（広汎） 20,000点
（区分の新設）	（新設）	
乳腺悪性腫瘍手術 （項目の変更）		
	2 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 20,000点	2 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 16,000点
	3 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）） 26,600点	3 乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 19,000点
	4 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの 27,100点	4 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）） 26,600点
	5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの 22,100点	5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの 27,100点
		6 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）

	6 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 33,000点		の）・胸筋切除を併施するもの 22,100点
			7 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 33,000点 （第3節へ移動）
	注 止血用加熱凝固切開装置を使用した場合は、所定点数に700点を加算する。		
(区分の新設)		(新設)	乳房再建術（乳房切除後）
			1 一期的に行うもの 21,900点
			2 二期的に行うもの 30,000点
肋骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術 胸骨カリエス又は胸骨骨髓炎手術 (区分の見直し)	肋骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術 5,740点 胸骨カリエス又は胸骨骨髓炎手術 5,740点		肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術 5,740点
(区分の新設)		(新設)	流注膿瘍切開搔爬術 6,020点
胸壁悪性腫瘍摘出術			
1 胸壁形成手術を併施するもの	23,400点		24,600点
2 その他のもの	18,600点		19,500点
(点数の見直し)			
(区分の新設)		(新設)	胸骨悪性腫瘍摘出術
			1 胸壁形成手術を併施するもの 24,600点

(区分の新設)	(新設)	2 その他のもの	19,500点
胸腔内血腫除去術 (区分の見直し)	胸腔内血腫除去術 14,700点	試験的開胸開腹術	14,600点
胸腔内合成樹脂球摘出術 (区分の見直し)	胸腔内合成樹脂球摘出術	(削除)	
醗膿胸膜、胸膜胼胝切除術			
1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	20,700点	21,700点	
2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの (点数の見直し)	24,300点	25,500点	
醗膿胸膜、胸膜胼胝切除術(胸腔鏡下のもの) (区分の見直し)	醗膿胸膜、胸膜胼胝切除術(胸腔鏡下のもの) 31,900点	胸腔鏡下醗膿胸膜又は胸膜胼胝切除術	40,400点
(区分の新設)	(新設)	胸膜外肺剥皮術	
		1 1肺葉に相当する範囲以内のもの	21,700点
		2 1肺葉に相当する範囲を超えるもの	

			25,500点
(区分の新設)	(新設)	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術	23,100点
膿胸腔有茎筋肉弁充填術 (点数の見直し)	18,900点	19,800点	
胸郭形成手術 (膿胸手術の場合)			
1 肋骨切除を主とするもの	21,900点	23,000点	
2 胸膜肺底切除を併施するもの (点数の見直し)	30,200点	31,700点	
胸郭形成手術 (肺結核手術の場合)	胸郭形成手術 (肺結核手術の場合)	胸郭形成手術 (肺切除後遺残腔を含む。)	
	1 第1次		9,370点
	2 その他のもの		9,370点
補正胸郭形成手術 (肺切除後遺残腔) (区分の見直し)	補正胸郭形成手術 (肺切除後遺残腔)		
	9,180点		
(区分の新設)	(新設)	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術	9,640点
(区分の新設)	(新設)	光線力学療法 (早期肺癌 (0期又は1期) に限る。)	6,700点

肺切除術

(項目の変更)

- 1 楔状部分切除 17,100点
- 2 区域切除(1肺葉に満たないもの) 34,200点
- 3 肺葉切除 34,100点
- 4 複合切除(1肺葉を超えるもの) 31,100点
- 5 1側肺全摘 35,800点

注 自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。

気管支形成を伴う肺切除術
(区分の見直し)

48,000点

胸腔鏡下肺切除術
(点数の見直し)

31,700点

(区分の新設)

(新設)

(区分の新設)

(新設)

(区分の新設)

(新設)

肺悪性腫瘍手術

- 1 楔状部分切除 18,000点
- 2 区域切除(1肺葉に満たないもの) 35,900点
- 3 肺葉切除 35,800点
- 4 複合切除(1肺葉を超えるもの) 32,700点
- 5 1側肺全摘 37,600点
- 6 気管支形成を伴う肺切除 43,500点

(第3節へ移動)

(削除)

37,500点

胸腔鏡下良性縦郭腫瘍手術 37,500点

胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術 37,500点

胸腔鏡下肺縫縮術 37,500点

1 肺葉切除又はこれに満たないもの	1 肺葉切除又はこれに満たないもの 35,100点	1 肺葉切除又はこれに満たないもの 36,900点
2 1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの (項目の見直し)	2 1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの 39,000点	2 1側肺全摘又は1肺葉を超えるもの 41,000点
(注の変更)	注 肺縫縮又は気管支断端縫合を行うに当たって、自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	3 気管支形成を伴う肺切除 43,500点 (第3節へ移動)
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 (項目の見直し)	55,200点	1 リンパ節郭清を伴わないもの 41,000点
(区分の新設)	(新設)	2 リンパ節郭清を伴うもの 58,000点
(区分の新設)	(新設)	移植用肺採取術(死体)(両側) 49,800点
		注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
		同種死体肺移植術 91,800点
		注1 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
		2 両側肺を移植した場合には、45,0

肺縫縮術
(注の変更)

注 肺気腫に対する正中切開による肺縫縮術
を行うに当たって、自動縫合器を使用した
場合は、2,500点を加算する。

00点を加算する。

(第3節へ移動)

気管支形成手術

- 1 楔状切除術
- 2 輪状切除術
- 3 気管分岐部切除術
- 4 気管分岐部切除術 (再建を伴うもの)

34,000点
36,300点
56,100点
62,300点

35,700点
38,100点
58,900点
65,400点

(点数の見直し)

先天性気管狭窄症手術

62,300点

65,400点

(点数の見直し)

食道狭窄拡張術

- 1 直達鏡によるもの 5,570点
- 2 食道ブジー法 2,520点

- 1 内視鏡によるもの 5,570点
- 2 食道ブジー法 2,520点

(項目の見直し)

注 短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず第1回目の実施日に1回に限り算定する。

(区分の新設)	(新設)	食道ステント留置術	5, 570点
食道異物摘出術			
(項目の見直し)		1 頸部手術によるもの	15, 000点
	1 直達鏡又は内視鏡によるもの	2 開胸手術によるもの	16, 700点
	2 頸部手術によるもの	3 開腹手術によるもの	16, 400点
	3 開胸手術によるもの		
	4 開腹手術によるもの		
食道切除再建術			
1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	47, 600点		50, 000点
2 胸部、腹部の操作によるもの	39, 100点		41, 100点
3 腹部の操作によるもの	26, 100点		27, 400点
(点数の見直し)			
(区分の新設)	(新設)	胸壁外皮膚管形成吻合術	
		1 切除と再建を併施する場合 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	50, 000点
		2 切除と再建を併施する場合 胸部、腹部の操作によるもの	41, 100点
		3 腹部の操作によるもの	27, 400点
		4 バイパスのみ作成する場合	24, 100点
食道腫瘍摘出術			
	1 内視鏡によるもの		6, 520点
		1 内視鏡によるもの	6, 520点

(項目の見直し)	2 開胸又は開腹手術によるもの 18,200点	2 開胸又は開腹手術によるもの 20,200点
	3 腹腔鏡・縦隔鏡下によるもの 22,800点	3 腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの 27,500点
(区分の新設)	(新設)	表在性食道癌光線力学療法 6,800点
食道悪性腫瘍手術(単に切除のもの)		
1 頸部食道の場合	27,300点	28,700点
2 胸部食道の場合	33,200点	34,900点
(点数の見直し)		
先天性食道閉鎖症根治手術 (点数の見直し)	43,600点	45,800点
食道悪性腫瘍手術(消化管再建手術を併施するもの) (項目の見直し) (注の見直し)	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの(腹腔鏡下によるものを含む。) 68,100点 2 胸部、腹部の操作によるもの 60,100点 3 腹部の操作によるもの 42,900点 注1 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの(胸腔鏡下によるものを含む。) 73,500点 2 胸部、腹部の操作によるもの 64,600点 3 腹部の操作によるもの 51,000点 (第3節へ移動)

食道噴門形成手術(開腹によるもの) (区分の見直し)	食道噴門形成手術(開腹によるもの) 18,700点	食道アカラシア形成手術 18,700点
食道噴門形成手術(腹腔鏡によるもの) (区分の見直し)	食道噴門形成手術(腹腔鏡によるもの) 23,800点	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術 26,000点
食道切除後2次的再建術		
1 皮弁形成によるもの	24,100点	25,300点
2 消化管利用によるもの (点数の見直し)(注の見直し)	26,400点	27,700点 (第3節へ移動)
	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	
食道・胃静脈瘤手術 (項目の見直し)	1 食道・胃壁静脈瘤結紮術を主とするもの 22,300点	1 血行遮断術を主とするもの 22,300点 (第3節へ移動)
	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。	
(区分の新設)	(新設)	食道静脈瘤手術(開腹) 22,300点
(区分の新設)	(新設)	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術 8,990点

(区分の新設)	(新設)	横隔膜レラクサチオ手術
		1 経胸又は経腹 16,500点
		2 経胸及び経腹 23,200点
胸腹裂孔ヘルニア手術		
1 経胸又は経腹	15,100点	15,900点
2 経胸及び経腹	20,000点	21,000点
(点数の見直し)		
食道裂孔ヘルニア手術		
1 経胸又は経腹	15,400点	16,200点
2 経胸及び経腹	19,600点	20,600点
(点数の見直し)		
腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	24,000点	25,200点
(点数の見直し)		
試験開心術	23,500点	24,700点
(点数の見直し)		
心腔内異物除去術	24,000点	25,200点
(点数の見直し)		
心房内血栓除去術	24,000点	25,200点